

立教学院史資料センター規程

(5) 学院内における立教史の教育に関する業務
その他の第2条の目的達成に必要な事項

(センター長およびその職務)

制定 一〇〇〇年一〇月一八日
施行 一〇〇〇年一〇月一八日
改正 一〇〇一年二月七日
改正 一〇〇一年一二月四日

(設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター（以下「センター」）

という）を置く。

(目的)

第2条 センターは、立教学院の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 資料の収集、整理および保存
調査・研究およびその成果の発表
(2) 展示会、講演会、公開講座等の開催
資料の公開およびレンタルサービス

(運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。

(1) 大学 5名
(2) 池袋中学校・高等学校 1名
(3) 新座中学校・高等学校 1名

小学校 1名

学院本部 1名

(6) (5) (4)
その他センター長が特に指名する者 校友
を含む若干名

2、運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

(運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2、運営委員会は、センター長がこれを招集し、そ

の議長となる。

3、運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの管理運営に関する事項

(2) センターの研究・事業内容に関する事項

(3) その他必要と認める事項

(研究員)

第9条 センターには、その事業に従事する研究員若干名を置く。

2、研究員は次の区分により総長が任命する。

(1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者

(2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員

会の議を経てセンター長が推薦する者

3、研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。

(事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

(改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長がこれをを行う。

附則 この規程は、一〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、一〇〇二年四月一日から施行する。

附則 この規程は、一〇〇二年二月四日から施行する。